



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第146号)

※長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成30年8月28日

災害に便乗した悪質商法

～不審な電話 すぐ切って～

＜相談事例＞

- ①友人宅に2人組の不審な訪問があり、被災者への義援金を求められたそう
だ。(60代女性)
- ②温泉付き有料老人ホームの利用権購入の資料が届いた後「被災者を入居させ
るため利用権を持っている人を探している。高値で買い取る」という電話が頻
繁にかかってくる。(70歳女性)
- ③「災害復興のためのごみ処理施設を建設するので出資しないか」と勧誘され
た。(60代男性)

《消費者センターからのアドバイス》

●事例①は、義援金に関するものです。義援金は募っている団体の活動状況や使
途をよく確認し、納得した上で寄付してください。不審な電話はすぐに切り、来
訪の申し出は断ってください。

●事例②③は、もうけ話が被災者の支援につながると思わせる勧誘方法です。何
人かの登場人物が芝居をして、信用させる「劇場型」の手口もあります。ほかに
も、自治体職員や契約業者と偽って消費者に近づく「かたり商法」や、災害のア
ンケートと偽って個人情報聞き出す電話などさまざまな手口があります。

●災害などに備え、自宅の補修・補強を検討する人は、工事契約のトラブルに注
意しましょう。「無料診断」と言って突然訪ねてきた業者が、屋根や床下などに入
った後「傷みがひどい。早く何とかしないと大変」とうそを言って、高額な工事
契約を結ばせる悪質な「点検商法」もあります。複数の業者から見積書を取った
り周囲に相談したりするなど十分に検討してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)